

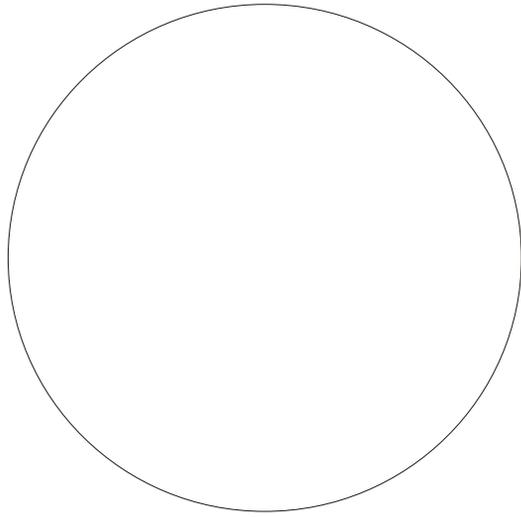
神奈川県弁護士会臨時総会

旅費の支給に関する会規を制定



発行所 神奈川県弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.kanaben.or.jp/

2月23日、横浜情報文化センター情文ホールにおいて臨時総会が開催された。総会に先立ち、日弁連副会長を務める木村保夫会員と法制審議会委員を務める木村良一会員からの報告が行われた。



木村保夫会員は、日弁連副会長として国会議員に司法修習生の給費制問題について陳情したときに、議員から弁護士自治について疑念視する意見

を多く言われたと報告し、弁護士自治が危機に瀕していると危機感をあらわにした。その他、報道もされた預り金口座の弁護士会への届出や依頼者見舞金の制度についての報告があった。

- 木村良一会員は、2月9日に開催された法制審議会において、①少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備、②会社法制(企業統治等関

- 係)の見直しについて審議がなされたとの報告を行った。今回の総会の議案は、以下の通りである。①委員会通則一部改正の件

- 委員会参加義務が免除される年齢の要件が紛らわしいため、疑義が生じないように改正を行った。②会員の公益活動及び委員会活動等に関する会規一部改正の件

- 会員に対する通知を会員事務所に対する書面の発信で足りるようになるとともに、分担金の納付を免除する会員についての文言の改訂を行った。③懲戒委員会及び懲戒手続に関する会規等一部改正の件

- 懲戒委員会及び綱紀委員会の委員長の代理で職務を行う副委員長を明確化するための改正を行った。⑤個人情報の保護に関する会規全部改正の件

- 個人情報保護法が改正されたため、改正法と会規の平仄を合わせるための改正を行った。⑥個人番号及び特定個人情報保護会規一部改正の件

通常総会開催(予定)のお知らせ 日時 平成29年5月23日(火) 場所 関内ホール 小ホール



地域とつながる司法を目指して 弁護士会支部サミットin相模原II

2月4日、ホテルラポール千寿閣にて、弁護士会支部サミットin相模原II「地域とつながる司法

法を目指して」が開催された。当日は、相模原市の古賀浩史副市長や三浦修会

長のほか、地域の諸団体の方々が出席した。NHK等のマスメディアの取材も入り、参加者は300名を超え大変盛況であった。

「身近で頼りになる司法とは?」「地域司法と市民の輪」「地域の裁判所体制の充実・強化」という3つの

突然歌い出す会員達

「身近で頼りになる司法とは?」「地域司法と市民の輪」「地域の裁判所体制の充実・強化」という3つのテーマに沿ったフォーラムが行われた。まず、相模原支部の若手会員によるコントによる問題点が提起された。コントのテーマとしては交通事故・遺産相続・裁判員裁判が取り上げられたが、担当する会員たちは、支部付近の落語研究会に所属する大学生から指導を受けるなど、本番に向けて猛練習をしていったため、会場を爆笑の渦に巻き込んでいた。

コントの後は、参加団体の代表者から司法に関する意見や課題を提出してもらい、それに関する議論をする形式で進行していった。各団体の参加者からは鋭い指摘が飛び交い、パネリストを務める会員との間で活発な議論がなされた。また、今回の支部サミットを機会として弁護士会と連携したいという提案もあり、継続的な協力体制の構築も検討されることとなった。

一通りの議論が終わったところで、伊藤信吾会員が作詞作曲した「つながれ地域(まち)のこころ」法を相模原支部の有志の会員が合唱した。昨今流行っているフラッシュモブ(前触れなく突然パフォーマンスを行うこと)のような形で、突然席を立ち合唱を始めた会員達に、参加者も驚いたようであった。 今後も、地域司法の発展に向けて、支部としてどのようなことができるのかを考えるにあたって、非常に有益な会であった。(会員 石井 隆寛)

山ゆり 人工知能は我々の仕事を奪うだろうか。少なくとも裁判官の転勤情報をつかまないと、判決の予測は難しいだろう。法律相談も、いたずらな賢しさは逆効果のことも多そう。すると完全に奪われることはなく、せいぜい文章作成の半自動化の登場か。今以上に、長く詳細な文章が自動生成され、その対応にかえって仕事が増えそうである。長大な文章の内容を即座に脳に注入する人工情報注入器の発売が望まれない。いざにしろ仕事は奪われず、面倒が増える程度。とはいえ、技術の進歩は予測不能である。これほどのインターネット社会は、弁護士になりたての頃には予測していなかった。 我々の仕事の中核をなす神聖なる営みが思わぬ形で代替される可能性は十分ある。ひとつの手がかりは、人は感情を失うと日常のごく些細なことも決められなくなるといふ話だ。ぎゃふんと言わせなかったり、かわいそうになつてきたり、自分に酔いしれたり。それが決断の源である。となると人工知能は決断はできないに違いない。機械の登場により、肉体的な強さよりも知的能力が重宝された。人工知能登場後は知的であるより感情的であることが生き残りの鍵になりそうである。(勝俣 豪)

その時、確かに三浦執行部は存在した ～平成28年度理事者から最後の挨拶～

三浦執行部の一年が終
わる。そこで、三浦執行
部を代表して私から真摯
な挨拶をさせて頂いた。と
ことにした。

私はあまり詳しくない
のであるが、ある女性ア
イドルグループの曲に、
支えてくれた人や見守っ
てくれる人への感謝の気
持ちは綴った壮大なバラ
ードがある。

いわゆる神曲
である。三浦
執行部の一員
である私にと
ってこの曲で
歌われている
ような人は誰
であろうかと
考えた。

当会の会員
の皆様が思い
浮かぶ。当会
の事務職員の
皆様一人一人
の顔はより一
層思い浮か
ぶ。皆様がい
なければ三浦
執行部はこの
一年を駆け抜
けることはで
きなかった。
皆様には心か
ら感謝申し上
げる。

三浦会長と
副会長たち(種村副会長
も含む)の顔も思い浮か
ぶ。本日は仲が良くない
のには毎日顔を合わせ
てきたメンバーである。
顔が思い浮かぶのはやむ
を得ない(種村副会長も
含む)。

弁護士会を目指して」と
いう果敢なタイトルを掲
げた。副会長全員、この
意味がわからないまま一
年が終わった。とは言
いつも、三浦会長の懐の
深さには本当に助けてい
ただいた。重大問題にも
全く動じないので、副会
長たちは重大ではないと
勘違いして処理すること

議進行・司会の手腕には
本当に助けられた。ただ、
関東十県の正副会長以
外では、この手腕を知っ
ている者は多くない。
安達副会長は、理由も
なく車での通勤を続け、
禁酒もしていないのに懇
親会ではお酒を飲めない
のが常であった。とは言
いつも、安達副会長の

主である。とは言いつつ
も、宮下副会長の何でも
着実に処理する能力には
本当に助けられた。半分
くらいは眠っているとは
いえ長時間会館にいた
ため、事務職員の皆様にと
っては起こせば頼れる存
在になった。



福岡県二日市温泉「大丸別荘」にて

種村副会長は、スーパ
ーゴールを決めたかと思
うとオウンゴー
ルも決めるの
で、私たちは常
に自陣ゴールの
守りも固めなけ
ればならなかつ
た。とは言いつ
つも、種村副会
長の推進力・事
務処理能力には
本当に助けられ
た。三浦執行部
のエンジンであ
りアクセルであ
ったが、ブレー
キはなかった。
最後に、私、
苑田について語
っておかなけれ
ばならない。女
性アイドルグル
ープの熱烈なフ
アンという噂も
あるが、単なる
噂である。この
記事が世に出る
ころには、私は

高橋副会長は、会館の
理事者在館ボードに当日
の在館予定時間を一人だ
けさせたと記載してい
た。しかし、その予定ど
おりには在館していない
ので、そのうちに誰も信
じなくなった。とは言
いつも、高橋副会長の会

人心掌握能力には本当に
助けられた。当会の事務
職員人事を一手に担当
し、表面上は温厚なため
事務職員の皆様から一応
信頼されていた。
宮下副会長は、会議の
場で眠っているように見
せかけて本当に眠ってい
る大胆さと繊細さの持ち

以上、この記事に書い
てあることを信じるか信
じないかはあなた次第で
ある。
(副会長 苑田 浩之)

【常議員会 平成28年度 正・副議長退任挨拶】

果敢に挑んだ1年間

議長 延命 政之

が、理事者から上程され
る議案についてかなり活
発な議論がなされまし
た。その反面、理事者と
しては常議員の舌鋒の鋭
さに耐えきれず予想外の
結果に終わることもあり
ました。議事の進行に神
経を使う場面もありまし
たが、どんなときでも冷
静に議長を補佐してくれ
た畑中副議長には感謝し
ています。

昨年度から、常議員会
の定員が5名増えて40名
になりました。今年度は、
初めて選挙で選ばれた常
議員によって常議員会が
構成されました。そのた
めではないのでしょうか

されることは、それだけ
弁護士会活動の精度(質)
を高めることに繋がるよ
うに思います。今年度は
議論の質だけではなく、
出席率が高かったことも
特筆すべき点です。会議
に全出席した「皆勤賞」
が十数人と大勢だったこ
とは驚きです。

とりわけ60期以下の若
手常議員の皆さんは出席
率が高く、目から鱗が落
ちるような発言も数多く
ありました。弁護士会の
在り方について示唆に富
ました。

さよならの向う側

副議長 畑中 隆爾

り。その内容を会員
全員に速やかに告知
らせすること、それ
が私の任務だと、就
任時に心得ました。
会議の前には、理
事者との打合せで議
案についての質問や
指摘をいたし、会議の間
は、誰の発言も漏らさぬ
ようノートパソコンを打
ち続け、会議の後は、1
週間程度のうちに議事内
容を要約。その際には、
改めて議案資料を読み込
む必要もありました。議

題の増加、事情の複雑化、
意見の多様化は、確実に
任務のハードルを上げて
くれました。
常議員会速報が会員×
1リスに流れるに至る、
その過程には、実はこん
な苦労が隠されていたの
です。みなさん、速報は
ちゃんと読まれていたで
しょうか。

大変でした。常議員会
速報の作成。
常議員の数は、昨年度
から増えたとはいえ40
名。当会会員はその40倍。
この激動の時代におい
て、常議員会で議論され
ることは重要なことばか

山頭火

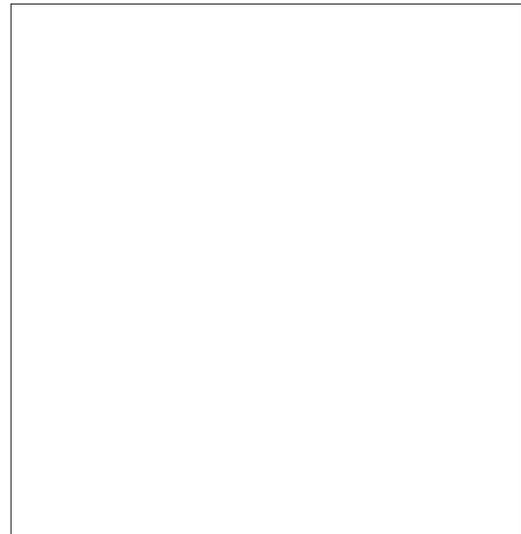
日弁連が提言する 養育費・婚姻費用の新算定表 に関する研修会 **開** **催**

現在、養育費や婚姻費用の算定実務では、東京・大阪養育費等研究会が提案した簡易算定方式・簡易算定表(現算定表)が用いられているが、これにより画一的に算出された低廉な養育費が母子貧困をもたらす一因となっている等の問題点も指摘されている。

昨年11月15日、日弁連は、「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」と共に、提言の内容を具体化した新しい算定方式・算定表(新算定表)を公表した。

この新算定表の公表を受け、2月22日、人権擁護委員会と貧困問題対策本部の共催により、「これが変わった！養育費・婚姻費用の新算定表」と題する研修会が開催された。参加者は本部・支部合わせて107名。新算定表の考え方・使い方について、日弁連両性の平等に関する委員会副委員長長の竹下博将弁護士(第二東京弁護士会)を講師に招き、現算定表の問題点と、その解決策を盛り込んだ新算定表の解説を受けた。

養育費の額や不払いの問題は母子の貧困と直結するものであり、弁護士の業務にも直結する問題である。そして現算定表には職業費の重複計算、公租公課の計算値、住居費の格差などの様々な問題がある。私自身、日弁連の委員会の一員として

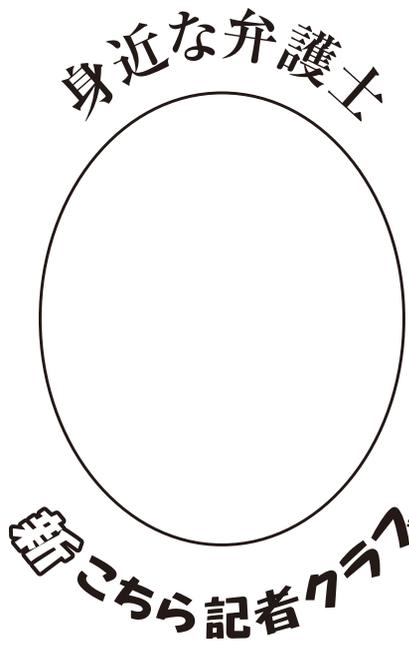


新算定表や書籍の作成に関わってきたが、新算定表が必要な理由を説得的にわかりやすく説明することが難しかった。しかし、今回の研修を受け、なぜ特別経費を控除してはいけないのか、特に住居費を権利者の収入から控除することが母子の貧困の大きな原因だということがよく理解できた。

生活保持義務を満たす新算定表は、子どもたちの健全な成長に必要不可欠である。新算定表を活用して、裁判所にもその意義を理解してもらう活動を広げたい。

なお、新算定表については、提言と共に日弁連のWEBサイトに掲載されているので参照されたい。

(会員 湯山 薫)



「神奈川県弁護士会」に会名が変更された1年前、弁護士会館の前にスラックとならんだ弁護士の先生方の人数のあまりの多さに驚いた通行人の表情を今でも覚えている。

会名変更には、「県民にとって、より身近な弁護士会になる」との意味合いも込められていると伺い、それを読売新聞の地域面に出稿した。

当時の私は司法担当になったばかり。法律用語の飛び交う裁判所や弁護士の先生方を「身近」に感じることがはなかつた。

だが、この1年の間にたくさんさんの「身近な弁護士」と出会うことができた。

先日傍聴した、殺人事件の

「分かりません」「うーん。車いすにパジャマ姿の男性は裁判の状況を把握できておらず、殺害の理由や家族への

謝罪の言葉が出てきた。休廷中、「よくがんばっていらっしやいましたよ」と弁護士から声をかけられたときの男性の安堵した表情が印象に残っている。

理路整然と弁護するだけでなく、被告の気持ちにも寄り添いながら代弁する献身的な姿は、まさに「身近な弁護士」だった。

記者として、私も裁判や県内の様々な出来事を読者のみなさんにより身近に感じてもらえるよう努力していきたい。

平成29年度、どんな出会いがあるのか、何を伝えられるのか、わくわくしている。

(読売新聞 鬼頭 朋子)

新聞版

F次長の

二ニチベンの日常

会員 二川 裕之

たと思われる。

昨年10月には福井で人権擁護大会があり、その第3分科会では死刑廃止が正面から議論された。

懸ける中本会長のエネルギーはますます、担当の私はこれまで数え切れないほど会長の熱い想いをシャワーのように浴びている。

同大会では、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを初めて宣言した。当選出の木村保夫副会長の記者会見をはじめ、その様子はテレビニュースや新聞でも大きく取り上げられた。国内はもとより国際的にも非常に注目され、当日の対応はもとより、大会の前後での連日わたるマスコミ対応で苦労したのも今では良い思い出である。

死刑廃止については、実現に向けて今後どのような活動していくかが大切で、犯罪被害者の方々の実情に配慮しつつ、取り組まなければならない重要な課題である。

民事司法の改革は、弁護士の活躍の場を広げるとともに、市民にとって身近で利用しやすい司法を実現するために重要な課題である。この分野に

波乱万丈が予想される事務次長2年目にあたり、皆様方のご支援・ご協力を引き続きお願いする次第である。

1月1日付で就任してから1年有余が経過した。あつという間に駆け抜けてきたというのが偽りない実感である。

6人いる弁護士事務次長は順次就任していき、その都度担当替えがされるものの、現在の私の担当は、数えるべからず20個ある。担当を聞かれた際、全て答えるわけにはいかない(そもそも全部覚え切れていない)、私は必ず「主な担当は、法曹養成とりわけ法曹人口、民事司法関連の大部分、死刑廃止」と答えている。そこで、この3つに絞って、以下少し言及したい。

法曹養成に関しては、就任直後から、会員によ

る招集請求に基づく昨年3月11日臨時総会(日弁連では「3・11」と呼ばれている)に向けての準備に奔走させられた。連日、各担当分野に分かれて総動員体制で想定問答を作成したり、綿密な進行打合せを行ったりした。

総会当日も、私は担当副会長の後ろの席に陣取り、執行部への相次ぐ質問に対して、資料やメモを頻りに差し入れたりした。神経を相当使った。疲弊したためか、質疑から討論に移った直後から記憶の大部分が飛んでしまっている(笑)。

法曹人口問題に一定の決着をつけたこの総会は、将来語り継がれるであろう歴史的な総会だった。

富田善範横浜地裁所長講演

高裁の記録に表れる
原審の問題点

2月2日 当会会館

4階大会議室は、定刻前に満席となった。富田所長は、東京高裁部総括のほか、法務省在職時に、国の代理人として、当事者の代理人や裁判官の訴訟活動を観察した経験を持つ。

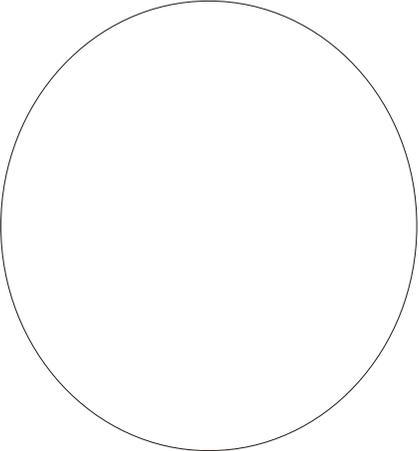
理人は依頼者から事情を聞いていたので、主張立証が最小限になりがちだが、裁判官に時系列に沿った事実を早く把握させるべきである。メールを書証化する時は順番に並べてほしい。

民事事件こそ、動機や経緯が決め手になる。立証責任の所在にとらわれ過ぎずに、例えば、処分証書が作成された背景事情も主張し、証明力を高めるべきである。

和解勧告がされていないケースがある。代理人からは言い出しにくいかもしれない。しかし、人証前の和解成立が難しくても、その理由を聞くことにより事件の経緯が分かる。補充尋問により裁判官の考え方が分かる。人証後に和解の機会を持ちやすくなる。

控訴理由書の提出期限は守り、原審での主張立証が不十分であれば、第1回口頭弁論の1週間前までに人証申請をするべきである。

活発な質疑応答も続き、次の機会が待ち遠しくなる2時間であった。



インフルエンザに罹ると裁判所では出勤停止。代理人も無理に出廷しないで下さい。

新しい特定調停スキーム活用セミナー
新たな中小企業再生支援の有効策

in 神奈川県

会場からの質疑応答に答える登壇者

2月8日、事業再生に関するセミナーを、日弁連、関弁連との共催で、ヨコハマジャスト1号館にて開催した。セミナーに180名、懇親会に63名の参加を得て盛況であった。

冒頭、三浦修会長より、本スキームの沿革や活用の促進について挨拶があった。続いて、関東財務局理財部金融調整官青木雅信氏より、金融行政方針を踏まえ地域連携の観点での活用促進等について挨拶があった。

最後に、同センター副本部長である高橋理一郎会員より、本スキームの有用性に言及しつつ閉会の挨拶があった。

本セミナーは、金融機関や中小企業の支援機関を交えた企画であり、これを機に当会としても関連機関との連携を深め、本スキームの活用促進等を通じて中小企業の事業再生に貢献したい。

最後に、同センター副本部長である高橋理一郎会員より、本スキームの有用性に言及しつつ閉会の挨拶があった。

勉強会
刑務所のイロハ

1月27日、当会会館にて、「刑務所のイロハ」と題する勉強会が開催され、当会会員ら25名が参加した。本勉強会は、当会刑事法制委員会が、刑事矯正施設(刑務所)に関する制度・仕組み・実態等を、会員により深く理解してもらうため毎年開催しているものである。

Advertisement for National Pension Fund (国民年金基金) with text: なになに? 税金も年金もおトク? and contact information for the fund.

第8回市民会議
市民のための弁護士会を目指して

市民の方々から意見を伺い、当会の活動に活かそうと2014年度から始まった市民会議。2月3日、第8回市民会議が開催された。今回のテーマは、①訪問販売お断りステッカーの取組み、及び②神奈川県弁護士会総合法律相談センターの活

動の二つ。①弁護士会として、訪問販売お断りステッカーを作成し、高齢者世帯を中心に配布するという計画に関して、好意的な意見が多く出た。横浜市独自の制度である消費生活推進員を通し配布するの

が効果的という意見も出た。(会員 佐藤 みのり)

編集後記
子供がでかくなつたと思つて、振り返れば40代半ば。今やらないことは、一生やらずに終わるかも。屋根もドアもない車でも走り回ったり、エンジンも座席もないバイクに乗ってみたい。ネット社会のおかげで、色々なことを試しやすくなり感情強化にもよっています。